

御農水第742号
令和7年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御前崎市長 下村 勝

市町村名 (市町村コード)	御前崎市 (22223)
地域名 (地域内農業集落名)	塩原新田 (塩原新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者がいないハウスを管理していくことが難しい。
- ・水路の管理が大変。1か所でも管理出来ないと連鎖的に排水が出来なくなっていく。
- ・イチゴ以外の新規就農者が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人化や地域外の若い担い手の確保
- ・安定した収入の確保
- ・効率的な農地の集約
- ・農地管理の無人化
- ・農産物価格の安定

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内農地(青地)
農業振興地域内農用地区域外農地(白地)の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・塩原新田の農地利用は、中心経営体である認定農業者・認定農業者法人が担うほか、入作を希望する認定農業法人や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積・集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対して情報提供と事業の協力を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や認定新規就農者を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培及び経営指導などの指導を行っていくとともに、地域での話し合いや情報交換会を実施していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業委託の活用により、効率化と判断できるものがあれば取り入れていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】